

固定式刺し網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
9-1-1	えび建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間であって、最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の海域	1月1日から 12月31日まで	共第1号の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
9-1-2	えび建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式さし網漁業(えび建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	4月1日から 10月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
9-2-1	雑魚建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	平成16年3月15日付けで、港湾管理者である大分県知事と大分県漁業協同組合長との間で締結された「大分港西大分地区西大分泊地における港湾改修事業と大分港港湾区域内での漁業の操業に関する協定書」の別添図面-2で示された固定式さし網漁業(雑魚建網漁業)の操業区域。ただし、海上人命安全条約(SOLAS条約)に対応した港湾施設保安区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	大分県漁業協同組合大分支店に所属する組合員	周年
9-3-1	沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
9-3-2	沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
9-3-3	沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	(第1海域) 国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線、日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線並びに次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへへの各点を順次に結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 大分市1号埋立地北東端角 ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点	3月1日から 10月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町又は別府市に住所を有する者	周年

番号	制 限 措 置 (規則第 11 条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					ニ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ヘ 愛媛県佐田岬 (第2海域) 日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	1月1日から 12月31日まで		
9-3-4	沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	(第1海域) 国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線、日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線並びに次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ線の間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域、乙津泊地及び鶴崎泊地を除く。 イ 大分市1号埋立地北東端角 ロ イから美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ニ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ホ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点 ヘ 愛媛県佐田岬 (第2海域) 日出町大崎鼻と大分市5号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び住吉泊地を除く。	3月1日から 10月31日まで 1月1日から 12月31日まで	大分市(旧大分郡津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
9-3-5	沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、及びヘの各点を順次に結んだ線と間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	3月1日から 10月31日まで	大分市大字馬場、大字本神崎、大字大平、大字志生木又は大字木佐上に住所を有する者	周年

番号	制 限 措 置 (規則第 11 条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
					イ 大分市 1 号埋立地北東端角 ロ イから美濃崎見通し線上 2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上 2,000メートルの点 ニ 大分港中防波堤東端から北緯 33 度 19.9 分・東経 131 度 46.8950 分(旧別府湾第 2 号灯浮標)の点見通し線上 2,500メートルの点 ホ 北緯 33 度 19.9 分・東経 131 度 46.8950 分(旧別府湾第 2 号灯浮標)の点 ヘ 愛媛県佐田岬			
9-4-1	たい及びはまち曲建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第 2 1 号の共同漁業権の漁場区域内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年
9-6-1	このしろ沖建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第 2 7 号の共同漁業権の漁場区域のうち、臼杵市諏訪がにぼえ灯台と津久見島頂上とを結んだ線の延長線以北の海域	8 月 1 日から 翌年の 4 月 30 日まで	臼杵市大字中津浦に住所を有する者であって、当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から 4 に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。